

者に對して、定額支給（會社の倉庫より）を拒止せるため其日の米にも窮せることを訴ふるや、一同昂奮の極に達せり。此日婦人の發言者二名男子約四十名なりき。一方會社に赴ける交渉委員は杉本所長に會見を申込みたるに、佐竹經理課長は五名を限り會見すべしと云ひ押問答の結果十名（橋本健三島貫萬次郎を初め）と會見することとなり。會社側は佐竹課長杉本所長と廣井人事係主任の三名にて誠首者代表より復職を求めたるに對し「今回の誠首は止むを得ざる業務上の都名にて決して一朝一夕に決せしものに非ず、慎重審議の結果なれば如何とも致し難し。此點に就ては篤と報告せられたし又解雇手當に就ても最善を盡したる筈なれば如何とも爲し難し」と峻拒したり。従業員代表はかくて取りつくしまもなく、午後四時半金田座に歸來し、橋木島貫兩名より仔細に之を報告するや、昂奮の極に達せる誠首者は「さらば暴力に出でん」と叫び解散後表に出で、小瀧支部先頭に立ち「鑛業所を襲へ」とて隊伍のまゝ突進せん形勢を呈しければ幹部は之をなだめ漸く事なきを得たり、誠首者にして若し幹部の制御なくば、或は不測の事變發生したりしやも知れざる程なりき。

▽誠首者家族の大會

十二日午後一時より城崎座に家族大會を開催せり。元來足尾に於ける労働者が誠首に對する痛苦は他地方に於ける場合に事情を異にするものあり。

一、足尾の地には古河鑛業の事業以外に何等の産業なく、誠首されしものは厭厭なく足尾を去らざるべからざること。
二、足尾の労働者は皆社の社宅に住み、會社の倉庫より物資の供給を受け來れり。故に一度誠首されんが、忽ち文字通り食住の道を斷たること。

三、會社の倉庫より運び制度にて物資の供給を受くるの慣例は、不時の日に對する貯蓄の用意少からしめしこと、即ち病氣となれば會社の病院あり、又物資の前借も利くを以て明日を案する習性妙し。

四、會社は三十日以上上の缺勤を許さず、續夫は遠き慮なく遠國に歸省する際の如き不用意に雇傭契約を中斷せる幾多の例あり、例へば廿五年勤續のものにて中途二度に百日歸省せるため勤續値に二年位となし、若干の手當しか貰へず云ふ者多し。

以上大體三個の理由にて、工場労働者と自ら選を異にするものあり。都市の工場労働者は受けたる手當を以て直に其後の雇口を捜し得ると雖、足尾の労働者は今日の食を解雇手當にて過ごしつゝ、新に移り住むべき地（それも遠隔の地の鑛山）に求めざるべからず。之には相當の旅費をも必要とす、加ふるに爭議中なれば解雇手當も旅費も受取り居らざるを以て忽ち其日より困する結果を來せるなり。

家族大會には約六百の婦人子供相集まり各々發言を求め苦境を訴へたるが、親子三代ヨロケとなれるもの、亭主が病氣中誠首されたるもの、何れも面を覆はするものあり、何れも古河男爵婦人に絶つて生くべき途を講せんとす。それは階級的思想にはあらず、女は女同志の情を欲せるならん。殊に注意すべきは足尾鑛業所の下級役員と労働組合の下級幹部とが平素意思の疎通を欠き居りしと見え一旦の誠首に遇ふや役員等は冷淡なる態度を以て誠首者及其家族を遇したるに對し何れもが怨言を述べたる事なり。此怨みは古河家及古河鑛業會社と下級役員とを混同し、たゞ古河家に對する愁訴となれる